

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人 宮城教育大学)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
1	タクシークケットサービス(株) 仙台市宮城野区鉄砲町95-2	共通自動車乗車券利用契約	学長 高橋 孝助 宮城教育大学 仙台市青葉区荒巻字青葉149	平成18年3月31日	4,514,580	随意契約	県内唯一の乗車券販売業者(会計規程第27条第4項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	1	
2	協業組合仙台清掃公社 仙台市宮城野区日の出町1-7-15	一般廃棄物収集業務	学長 高橋 孝助 宮城教育大学 仙台市青葉区荒巻字青葉149	平成18年3月31日	7,470,708	随意契約	仙台市におけるごみ収集処理作業は、各区毎に仙台市の許可制になっており、本学が属する青葉区荒巻地区は協業組合仙台清掃公社の業務範囲になっている。よって、協業組合仙台清掃公社がごみ収集処理を許可された唯一の業者であるため	その他	随意契約によらざるを得ないもの	1	
3	セコム(株) 東京都渋谷区神宮前1-5-1	宮城教育大学附属学校園等警備業務(機械警備)	学長 高橋 孝助 宮城教育大学 仙台市青葉区荒巻字青葉149	平成18年3月31日	2,096,640	随意契約	既存設備のメーカーしか対応できないため(会計規程第27条第4項第1号)	見直の余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行		
4	仙台市青葉区五橋1-1-23 富士ゼロックス(株)仙台営業所	富士ゼロックス電子複写機貸借	学長 高橋 孝助 宮城教育大学 仙台市青葉区荒巻字青葉149	平成18年3月31日	1,858,500	随意契約	製造会社の直接賃貸(会計規程第27条第4項第1号)	見直の余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行		
5	リコー東北(株)宮城事業本部 仙台市青葉区五橋1-5-3	リコー電子複写機貸借	学長 高橋 孝助 宮城教育大学 仙台市青葉区荒巻字青葉149	平成18年3月31日	1,333,080	随意契約	県内唯一の代理店(会計規程第27条第4項第1号)	見直の余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行		
6	日本調理機(株)東北支店 仙台市宮城野区扇町7-2-23	宮城教育大学附属学校調理機器 1式	学長 高橋 孝助 宮城教育大学 仙台市青葉区荒巻字青葉149	平成18年4月3日	25,725,000	随意契約	既調達物品の調達の相手方以外の者から調達をしたならばその物品の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため	見直の余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行		
7	(株)フィジオテック 東京都千代田区岩本町1丁目6番3号	米国World Precision Instruments社製一酸化窒素測定装置	学長 高橋 孝助 宮城教育大学 仙台市青葉区荒巻字青葉149	平成18年5月30日	1,874,800	随意契約	国内唯一の代理店(会計規程第27条第4項第1号)	見直の余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行		
8	東京都新宿区津久戸町1-2 あずさ監査法人	平成18年度 国立大学法人宮城教育大学会計監査契約	学長 高橋 孝助 宮城教育大学 仙台市青葉区荒巻字青葉149	平成18年9月1日	3,486,000	随意契約	法律による選任(会計規程第27条第4項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	1	
9	ダイヤモンドリース(株)東北支店 仙台市青葉区立町27-21	可搬式走査電子顕微鏡(中古) 日本電子(株) CarryScope JCM-5100 一式	学長 高橋 孝助 宮城教育大学 仙台市青葉区荒巻字青葉149	平成19年3月30日	4,200,000	随意契約	国内唯一の代理店(会計規程第27条第4項第1号)	見直の余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行		
10	鷹嘴建設株式会社 仙台市宮城野区原町四丁目6番2号	宮城教育大学(附中)屋内運動場改修工事	施設課長 前田喜一、 国立大学法人宮城教育大学、 仙台市青葉区荒巻字青葉149番地	平成18年12月22日	80,850,000	随意契約	競争入札に付しても落札者がいなかったため。(「国立大学法人施設整備費補助金に係る指名競争及び随意契約について」文部科学大臣決定平成16年4月15日決定。第2条第1項四号)	見直の余地あり	競争入札に移行		
11	ウエノ設備株式会社 仙台市泉区上谷刈六丁目3番40号	宮城教育大学(附中)屋内運動場改修機械設備工事	施設課長 前田喜一、 国立大学法人宮城教育大学、 仙台市青葉区荒巻字青葉149番地	平成18年12月22日	13,849,500	随意契約	競争入札に付しても落札者がいなかったため。(「国立大学法人施設整備費補助金に係る指名競争及び随意契約について」文部科学大臣決定平成16年4月15日決定。第2条第1項四号)	見直の余地あり	競争入札に移行		
合計					147,258,808						

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(各国立大学法人の定める少額随契限度額以下のものを除く)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。)以外の者(その他の公益法人、民間法人等)との契約を記載する。

なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。

(注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約(18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの)については、以下のとおり整理する。

電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象(1回の支払につき1件とする)

複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していなければ、調査対象外

(注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額(複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総(予定)額)を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目を1契約にて調達している場合は、代表的な品目等の単価を記載する。

(注4) 「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難い場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。

(注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注6) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人 宮城教育大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
----	-----------------------	---	-------------------------------------	----------	----------------	----------	--------------------------------	--------	-------	----------	----

(注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他(引き続き企画競争・公募を実施)」と記載する。

(注8) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、( )で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。  
なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「(競争性のない)随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)に該当する場合はその番号、該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「19」